



秋労発基 0630 第 3 号

令和 3 年 6 月 30 日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 赤 坂 薫 殿

秋 田 労 働 局 長

甲 斐 三 照

秋田県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、秋田県最低賃金（昭和 55 年秋田労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）及び成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いします。